

保険医療機関における掲示

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、書面掲示をウェブサイト上でも掲載しております。

ホームページへの掲載が必要な施設基準等と掲示事項

一般処方名加算

当院では、一般名処方加算を算定しております。当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。一般名処方にすることで一部の医薬品の供給が不安定な中であっても有効成分が同じ複数の医薬品が選択でき、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。令和 6 年 10 月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ長期収載品（先発医薬品）を処方した場合は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）との差額の一部が選定療養費として、患者様の自己負担となります。

後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品使用体制加算 3 を算定しております。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給不足等が発生した場合には、治療計画等の見直しを行う適切な体制を有しています。薬剤の変更が必要な場合には、患者様へ十分に説明を行います。